

## 令和6年度 特に優れた業績による返還免除候補者 申請要項

第一種奨学金の貸与を受けた大学院生のうち、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者を対象に、その奨学金の全額または半額を返還免除する制度を「特に優れた業績による返還免除」と言います。

令和6年度に大学院第一種奨学金の貸与が終了する者を対象に、申請受付を行いますので、申請希望者は下記をよく読み、手続きを行ってください。

記

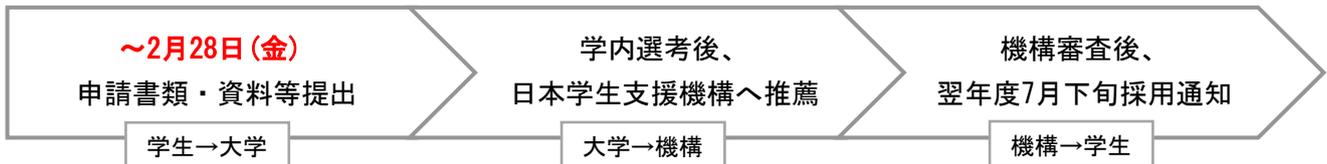
### 1. 対象者

令和6年度に大学院第一種奨学金の貸与が終了する者

### 2. 本学の推薦枠数

若干名

### 3. 選考スケジュール



※学内選考は、学長および各研究科教員によって構成される選考委員会において、本学の推薦枠数を上限に推薦者を決定します。

※学内選考結果については、4月以降に申請書に記入されたメールアドレスへメールで通知します。

### 4. 申請書類等

必要な書類は以下の2種類です。具体的な書類の作成方法については次項をご覧ください。

①	2024年度業績優秀者返還免除申請書(様式1-A)
②	申請書に記載した全ての業績を証明する書類

## 5. 書類作成の手引き

### ① 令和6年度業績優秀者返還免除申請書（様式1）

- ・Excel様式をダウンロードし、記入例の書き方を参考に当てはまる業績等を入力後印刷してください。
- ・Excel上の見た目と印刷ビューは異なります。印刷後が見やすいように注意して作成してください。

### ② 申請書に記載した全ての業績を証明する書類

- ・申請書に記載した業績について、それぞれ裏付け資料を用意（すべて写しでよい）  
※詳細はPDF資料「資料の必要項目及びページ数」を参考ください。

例)

学位論文	論題・氏名がわかる論文表紙および論文要旨
研究論文	論題・氏名・学術雑誌名・発行日等がわかる部分（表紙・目次等）および要旨 表彰・受賞等がある場合はその裏付けとなる資料
学会発表	学会名・氏名・開催日などが書かれた学会プログラムの資料 また、ポスター資料、プレゼン資料、論文資料などの発表内容がわかる資料 （1, 2枚程度で発表題目・氏名が明記されていること） 表彰・受賞等がある場合はその裏付けとなる資料
補助業務	雇用契約書や業務内容通知書など、活動を証明する資料 補助業務に関するレポートがある場合はその資料
その他	その実績を裏付ける資料を適宜用意（本人確認ができること）

※全てA4サイズに統一し、複数枚のものは資料番号ごとにクリップ留めのこと(ホッチキス不可)

※氏名等が多数ある資料はマーカーなどを使用し、裏付け箇所をわかりやすくして提出すること

## 6. 提出先（問い合わせ先）

- 【提出期限】 2025年2月28日（金）17:00（郵送可・必着）
- 【提出先】 学生支援センター JASSO 奨学金窓口  
＜ポートアイランド第1キャンパス＞A号館1階2番窓口  
＜有瀬キャンパス＞ 3号館1階2番窓口  
（平日9:00-11:45、12:45-17:00 ※土日祝終日休み）
- 【問い合わせ先】 ＜ポートアイランド第1キャンパス＞078-974-4084  
＜有瀬キャンパス＞ 078-974-1607

## 7. 留意事項

- (1) 推薦にかかわらず貸与終了者においては、口座振替（リレー口座）の加入手続きが必要です。  
まだ手続きをしていない方は早急に行ってください。
- (2) 返還免除の認定結果が判明するまで、申請者または申請者の連帯保証人等から繰上返還を行わないでください。
- (3) 採用者となった場合、ある程度の年数経過後に、日本学生支援機構から本制度の改善をはかることを目的として、直接本人へ調査の協力をお願いされることがあります。

### 【参考】日本学生支援機構に定められる業績の種類と評価基準

※項番2及び項番3について、博士（後期）課程は該当しません。

大学院設置基準第16条第1項及び第16条の2は、それぞれ、修士課程及び博士前期課程の修了要件に関する規定です。

NO.	業績の種類	機構が定める評価基準
1	学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
2	大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
3	大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること
4	著書、データベースその他の著作物(第1号及び第2号に掲げるものを除く。)	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等(第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。)が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
5	発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
6	授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること
8	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること
9	スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
10	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること
11	その他機構が定める業績	返還免除内定者は、本機構が定める貸与奨学金の停止又は廃止の事由(貸与奨学規程第19条第2項又は第21条第1項)に該当することなく修業年限内で課程を修了すること。ただし、修業年限の終期より前に貸与期間が終了となる場合は、修了する見込みであること

【参考】博士課程の業績評価に関するガイドライン

令和元年11月21日改定

博士課程の業績評価に関するガイドライン

博士課程において、業績の種類「学位論文その他の研究論文」が下記の(1)～(5)のいずれかに該当する場合、業績優秀者とする。(※1)

なお、返還免除内定者である場合、及び、業績の種類「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」あるいは「スポーツの競技会における成績」において、国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等を取めている場合（※2）は、下記の(1)～(5)のいずれにも該当しない場合でも業績優秀者とすることができる。

記

- (1) 学位論文の教授会での高い（平均水準以上）評価  
（注）合否判定だけではなく、大学による評価が必要。学位論文受理中を含む。
- (2) 査読付き学術雑誌への原著論文掲載  
（注）共著（筆頭者以外）も含み、掲載決定（予定）も含む。
- (3) 論文及び学会での発表に対する表彰又は受賞  
（注）共著（筆頭者以外）も含み、機構以外の給付奨学金の獲得や外部資金の獲得を含む。  
学会での発表にはポスター発表も含む。
- (4) 日本学術振興会の特別研究員に採用され奨学金貸与を辞退した場合、または、これと同等な民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学金を辞退することとなった場合、上記(1)～(3)に準じる実績
- (5) 研究領域の特性により前記(1)～(3)の実績を挙げるのに時間を要することなどから、同じ研究領域の博士課程学生のうち概ね半数以上が在学中に当該実績を挙げられない場合は、当該実績に準じる実績  
（注）大学が作成する事情書を要し、日本学生支援機構の業績優秀者奨学金返還免除認定委員会（以下、「本機構の認定委員会」という。）に諮るものとする。

(※1) 平成30年度以前に奨学生に採用された者については、「学位論文その他の研究論文」以外の業績において上記(1)～(3)と同水準の実績が認められる場合も業績優秀者とする。

(※2) 業績の種類「スポーツの競技会における成績」における国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、本人がコーチやトレーナーなどの場合において指導した者やチームが国際的レベルや全国的レベルの大会での入賞を含めるものとし、東日本大会・関東大会など（各都道府県大会は除く）は全国的レベルの大会に含めるものとする。

業績の種類「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」における国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、公募展での入選（賞）、給付奨学金の獲得、個展又はリサイタル（3回以上）及び芸術評論等（学外の刊行物への掲載3回以上）を原則的に含めるものとする。ただし、本機構の認定委員会に諮るものとする。

◆修士課程(博士前期課程)及び専門職学位課程は本ガイドラインの適用対象外とする。

以上